三十	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県静岡市駿河区南町十四番一号	省令第十五条各号に掲げる区分	神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域	イ　本所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号 ロ　中部事務所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号 ハ　中部事務所藤枝支所　静岡県藤枝市田沼三丁目十一番二十一号 ニ　西部事務所　静岡県浜松市中区元城町二百十六番地の四 ホ　西部事務所袋井支所　静岡県袋井市高尾町五番地二十二 ヘ　東部事務所　静岡県沼津市岡一色八百十六番地の一 ト　東部事務所富士支所　静岡県富士市瓜島町百九番地三	平成二十九年十二月二十六日	指定をした日から五年間

（新設）